(下線部分改正)

現行

27. (約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課することになる場合には、その変更事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、その変更に同意したものとします。

附則

1. この約款は、<u>平成28</u>年1月1日より適用されます。

改正

27. (約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2020年4月1日より適用されます。

以上

以 上